

令和5年2月1日

お客様各位

福井信用金庫

不祥事件の発生について

このたび、福井信用金庫におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。地域社会に根差した組織として社会的役割を担い、高い倫理観が求められる金融機関として、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め、深く反省いたしております。

日頃からご愛顧いただいているお客様、地域の皆様にご迷惑とご心配をおかけすることを心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件に係る概要

(1) 事件の概要

当金庫御幸支店の元職員（事件当時涉外係、30代、男性）が、顧客預金2,624千円を着服し、うち286千円を流用していたことが令和5年1月11日に発覚いたしました。

流用した資金の用途につきましては主に遊興費として費消しておりました。

(2) 被害に遭われたお客様への対応

被害に遭われたお客様には、事実関係をお伝えし、深くお詫び申し上げます。流用金につきましては、元職員の親族より全額弁済を受けており、お客様の被害はございません。

(3) 関係機関等への届出等

事件発覚後、監督官庁に速やかに報告を行うとともに、所轄警察署にも相談をしております。

(4) 関係者の処分

元職員につきましては、令和5年1月24日付で懲戒解雇処分とし、また関係役職員の処分につきましては、内部調査の結果等を踏まえ、厳正に処分いたします。

2. 今後の対応

当金庫では、今回の事態を重く受け止め、法令等遵守の更なる徹底等、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、信頼回復と不祥事件の再発防止に向けて取り組んでまいります。

以上

《本件に関するお問い合わせ先》

福井信用金庫 総合企画部

電話番号：0776-25-8544